

第 10 回 長野市政務活動費検討委員会 会議記録

1 日時 令和 8 年 5 月 26 日（火曜日） 午前 10 時 00 分～正午

2 場所 応接 2

3 出席委員（6 名）

委員長 鈴木 洋 一 議員

副委員長 金 沢 敦 志 議員

委員 西 沢 利 一 議員

委員 堀 内 伸 悟 議員

委員 滝 沢 真 一 議員

委員 内 藤 武 道 議員

4 欠席委員（なし）

5 オブザーバー参加議員（なし）

6 協議事項

(1) 政務活動費運用指針の見直し検討について

- ・議員本人及び議員の関係者へ政務活動費を支出できないこととする「関係者」の対象範囲を地方自治法第 117 条の除斥の規定を参考に、議員本人若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹とすることに決定した。
- ・資料購入費のうち書籍については、紙の書籍を購入し、会派（議員）控室での保管及び利用することを原則とし、電子書籍については、経済合理性がある場合等に購入できることとするとともに、定額利用はできないことに決定した。また、会派の解散や議員辞職した場合、購入した紙の書籍は、図書台帳を提出するとともに議会事務局へ預けることとし、電子書籍は、図書台帳のみ議会事務局へ提出することに決定した。
- ・事務所費のうち賃借料及び維持管理費について、会派の事務所については、政務活動と政務活動以外の区別が困難であることから 2 分の 1 以内で按分して支出することとし、一人会派及び会派に所属する議員個人については、個人の事務所であることから支出できないことに決定した。
- ・事務所費その他について、事務所や会派（議員）控室で必要となる各種消耗品を対象とし、会派で購入するものは全額政務活動費から支出できること、一人会派については政務活動と個人利用の区別が困難であることから 2 分の 1 以内で按分して支出すること、会派に所属する議員個人については支出できないことと決定した。

(2) その他

特になし。

以上